公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

(現金全額支払の原則)

第2条 センターは就業した会員に対する配分金は銀行振込みを原則として、全額を 支払わなければならない。ただしセンターと会員の合意によって配分金の一部を控 除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは会員が就業した場合の配分金は毎月末締切り、原則として翌月 15日に支払うものとする。

(社会的相当分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低 賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積り基準は仕事の種類、内容等を考慮して決めるものとする。

(規約の改廃)

この規約の改廃は理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

- 1、この規約は昭和56年10月1日から施行する。
- 2、この規約(一部改正)は平成3年4月1日から施行する。
- 3、この規約は平成24年4月1日(公益社団法人移行認定登記の日)から施行する。